

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年1月29日
【会社名】	株式会社ネクス
【英訳名】	NCXX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 司
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1
【電話番号】	0198-27-2851（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03-5766-9870
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、会社分割（新設分割）を行うことを決議いたしました。

当社は、変化する市場に対して迅速に対応し、競争力のある効率的な営業体制を構築するため、当社のデバイス事業（農業ICT事業を除く。）を新設する「株式会社ネクス」へ承継させる会社分割を実施し、当社商号を「株式会社ネクスグループ」に変更して持株会社体制に移行することいたしました。

これにより、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該新設分割の目的

当社は、すでに飽和しつつあるスマートフォンなど携帯通信市場に対して今後の成長が期待される機械（モノ）と機械（モノ）とがあらゆる通信手段を用いてつながりあう仕組みやその通信形態を必要とする市場、すなわちM2M市場と呼ばれる市場への参入拡大を強化し、引き続き安定した収益基盤を維持しながら、成長ドライバーとなる開発資金の確保とマーケットを見極めた資金投下を行うことを方針として参りました。

昨今為替相場が大きく変動する中、上記方針に沿いながら、変化する市場に対して迅速に対応し、競争力のある効率的な営業体制を構築することが重要であると判断し、当社デバイス事業（農業ICT事業を除く。）を新設する「株式会社ネクス」へ承継させる会社分割を実施し、当社商号も「株式会社ネクスグループ」に変更して持株会社体制に移行することいたしました。なお、今後成長させていくことを予定しております、介護ロボット事業、農業につきましては、引き続き当社が事業を行ってまいります。

持株会社体制へ移行することにより、当社はグループ経営に特化する一方、事業会社には事業執行上の権限を大幅に委譲することが可能となり、グループ最適経営、事業運営の自立性、グループ内のシナジー効果の向上が期待できます。また、成長施策として有力な選択肢であるM&Aを迅速・円滑に実施する上でも、持株会社体制の持つ機動性が大いに寄与すると考えております。

(2) 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容及び新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割の日程

当社取締役会（新設分割計画承認決議） 平成27年1月26日

当社株主総会（新設分割計画承認決議） 平成27年2月25日（予定）

分割期日（効力発生日） 平成27年4月1日（予定）

分割方法

当社は、分割期日において、株式会社ネクスグループに商号を変更するとともに、当社のデバイス事業（農業ICT事業を除く。以下「承継事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ネクス（以下、「新設会社」という。）に承継させるために、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行います。

新設分割に係る割当ての内容及び新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

新設分割に際し、新設会社は普通株式26,000株を発行し、その全てを後記「新設会社が承継する権利義務」に定める権利義務の対価として当社に交付します。

分割交付金

分割交付金の支払いはありません。

分割会社の株予約権及び株予約権付社債に関する取り扱い

当社が発行した株予約権及び株予約権付社債の取扱いについて、本新設分割による変更はありません。

新設会社が承継する権利義務

新設会社は、後記の「承継権利義務明細表」に定める承継事業に関する資産、当社従業員との間の雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を、分割期日において承継します。

なお、当社から新設会社に対して負債の承継は行いません。また、当社は競業避止義務を負わないものとします。

債務履行の見込み

分割期日以降における当社が負担すべき債務については、本新設分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれ、また本新設分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予見されておられません。したがって、本新設分割後も当社の負担すべき債務の履行の見込みに問題がないものと判断しております。

本新設分割により分割期日に新設会社に承継させる資産の額は1,033百万円、負債の額は0円であると予想しており、承継する資産の見込額は承継する負債の見込額を上回っております。以上より、本新設分割後における新設会社の債務の履行の見込みは、あるものと判断致しております。

(3) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社ネクス
本店の所在地 : 岩手県花巻市栲ノ目第2地割32番地1
代表者の氏名 : 代表取締役社長 秋山 司
資本金の額 : 310百万円
純資産の額 : 1,033百万円(注)
総資産の額 : 1,033百万円(注)
事業の内容 : 各種無線方式を適用した通信機器の開発・販売、PLCモデムの開発・販売、上記にかかわるシステムソリューション提供及び保守サービスの提供

(注) 平成26年11月30日現在の当社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際の金額は、上記金額に分割期日までの増減を加味した数値となります。

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する資産、雇用契約その他の権利義務は以下のとおりとする。なお、承継する資産については平成26年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立日の前日までの増減を考慮した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 承継事業に係る一切の流動資産(普通預金、棚卸資産合計、前渡金等)、ただし以下は除く。

現金、当座預金、普通預金の一部、前払費用、
短期貸付金、未収入金、仮払金、仮払消費税、
未収消費税、その他流動資産、立替金

(2) 承継事業に係る一切の有形固定資産、無形固定資産、および投資その他の資産(建物、建物付属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、一括償却資産、土地、電話加入権、ソフトウェア、保証金等)、ただし以下は除く。

構築物の一部、投資有価証券、子会社株式、出資金、
敷金、保証金の一部

(3) 承継事業に係る一切の知的財産権

承継事業に属する特許権、商標権、著作権、ノウハウ、その他一切の知的財産権(登録制度が存するものについては、登録申請中の権利を含む。)

2. 承継する雇用契約

承継事業に主として従事する従業員(但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)第5条第1項に基づき異議を述べたものを除く。)との間で締結された労働契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務(但し、未払賃金債務その他当該労働契約に基づき生じる偶発債務その他一切の簿外債務を除く。)

3. 承継する契約上の地位等

承継事業に係る一切の業務受託契約、業務委託契約、取引基本契約、売買契約、保証契約、賃貸借契約、リース契約、使用許諾契約、その他の契約における契約上の地位およびそれに付随する権利義務(但し、当該契約に基づき生じる偶発債務その他一切の簿外債務(契約上の債務不履行に基づく損害賠償債務、違約金支払債務等の未払い債務を含むが、これらに限られない。))を除く。)

4. 許認可等

本件分割の効力発生日時点において、法令上承継可能な承継事業に係る許認可、免許、承認、登録、届出等。

以上